

**地域ケア会議等から見えてきた主な市域の
課題に対する市の施策について
(令和5年度課題)**

〔公開資料〕

令和6年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和7年3月24日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

地域ケア会議等から見えてきた主な市域の課題に対する 市の施策について

地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組みについて

2

- ・介護保険法第115条の48に規定されている会議
- ・地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援等を行うとともに、地域づくり・施策反映等につなげる。

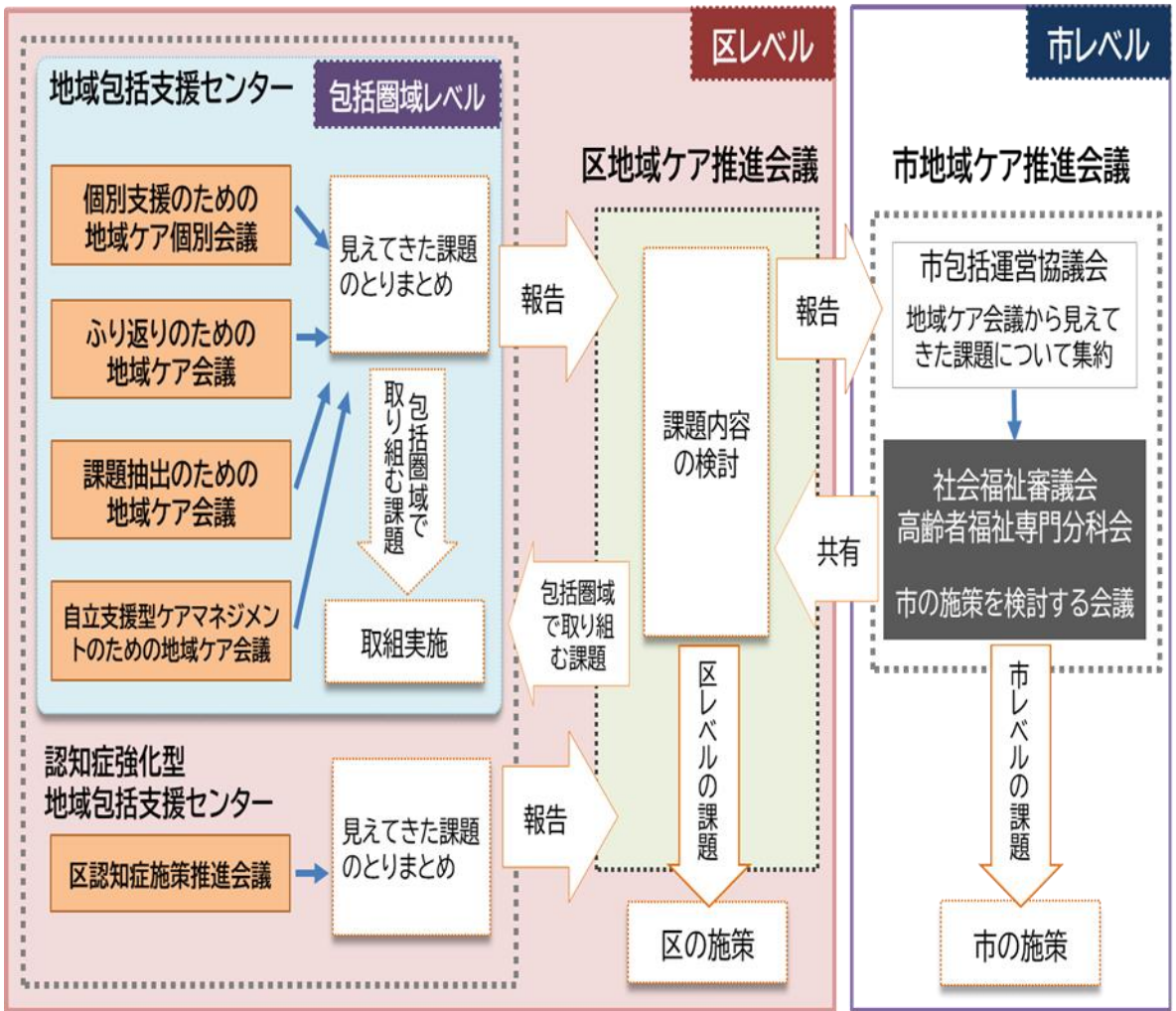
開催主体	名 称	機 能
地域包括支援センター	個別支援のための地域ケア会議	個別課題解決 ネットワーク構築 地域課題発見 地域づくり・資源開発
	ふり返りのための地域ケア会議	
	課題抽出のための地域ケア会議	
	自立支援型ケアマネジメント検討会議	
区	各区地域ケア推進会議	地域づくり・資源開発 施策反映
福祉局	大阪市地域ケア推進会議	

【地域ケア推進会議について】

介護保険法に制度的に位置付けられた「地域ケア会議」のうち、**行政が主催し、地域づくり・資源開発や施策反映の目的・機能を持つもの**である。

本市では、地域ケア会議等から見てきた課題を政策形成につなげるために、各区において区の実情に合わせて「区地域ケア推進会議」を開催し、地域課題の取り組むべきレベル(包括圏域・区・市)の検討などを行うとともに、**市レベルで取り組む課題**については、**市地域包括支援センター運営協議会**と**社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会**を「**大阪市地域ケア推進会議**」と位置づけて、**施策に反映する仕組み**を構築している。

地域ケア会議等から政策形成につなげる仕組み



地域ケア会議等から見えてきた地域課題のうち市域での取組が必要とされたもの（課題に対する市の施策、取組状況）

テーマ	地域ケア会議等から見えてきた主な地域課題 (市域での取組が必要とされたもの)	課題に対する市の施策	第9期 計画 該当頁
複 合 的 な 課 題 を 抱 え る 世 帯 へ の 支 援	<複合的な課題を抱える世帯への支援体制> ①ケアマネジャー等が、8050問題等の複合的な課題を抱える高齢者の対応に苦慮している。 ②地域とのつながりが希薄であるために、複合的な課題を抱えた世帯の早期把握が困難。（支援開始時には課題が複雑化） ③本人や家族が、精神疾患等を抱えている場合があり、支援者が障がい福祉等各種制度の理解を深める必要がある。 ④課題が複雑化し、包括への相談件数が増加しており、適切な機関へつながるまでに多くの時間と労力が必要であるため、包括職員の増員が必要。 <総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）の活用> ⑤専門職同士が、世帯課題や支援方法の共通認識を持つことが難しい。 (制度、相互理解が必要)	<複合的な課題を抱える世帯への支援体制> ①集団指導において「障がいのある方のサービスの利用」に関しての理解が促進されるよう、事業者へ周知を行っている。また、ケアマネジャー等からの相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員等を対象に、ニーズに応じた研修を実施している。引き続き、支援者が各種制度理解（障がい福祉等）を深める機会の充実に努めていく。 ②支援が必要な状態にあるにもかかわらず自ら相談できない、あるいは地域とのつながりが薄く社会的な孤立に陥ってしまうおそれのある世帯等に対しては、見守り相談室の福祉専門職のワーカー（CSW）が継続的にコミュニケーションをとり、関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、福祉サービス等の利用や地域の見守り活動に引き続きつないでいく。 また、大阪市がライフライン事業者（電気・ガス・水道等）と連携協定を締結し、使用量の変化や新聞が溜まっているなどの異変を察知した場合、区役所へ通報してもらう事で、安否確認につなげるとともに、必要に応じて見守り相談室と連携し、必要な支援につなげている。 ③支援者の対応力向上のため、精神保健福祉職員関係研修、依存症支援者研修、ゲートキーパー研修等を実施している。また、精神科医による専門相談（各区における一般精神保健福祉相談、依存症相談、ひきこもり専門相談、思春期関連問題相談事業）にて支援者に対し相談対応を行っている。 さらに、令和6年度から改正障害者総合支援法が施行されたことにより、各区地域自立支援協議会において、個別事例の情報共有を行うこととされ、様々な相談支援機関等と連携し、円滑にサービス等が受けられるように取り組んでいる。 ④地域包括支援センターが適切な支援につなげることができるよう、業務負担軽減を図りながら必要な職員の配置を行うなど、相談体制の充実に努めていく。 <総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）の活用> ⑤つながる体制推進員を各区に1名配置し、区の担当職員を対象とした研修において定期的に事例検討を行うなど、スキルアップに取り組んでいる。また、多機関協働を促進する取組として、困難な事例を複数の機関が協働して支援を進めた好事例の報告会等を行っている。 各区においても、相談支援機関・地域・行政等の連携促進に向け、相談支援機関や地域関係者等も含めた研修等を引き続き実施していく。	① 48～49 119 ② 52 ④ 48～49 ⑤ 54～55

地域ケア会議等から見てきた地域課題のうち市域での取組が必要とされたもの（課題に対する市の施策、取組状況）

テーマ	地域ケア会議等から見てきた主な地域課題 (市域での取組が必要とされたもの)	課題に対する市の施策	第9期 計画 該当頁
4 2 認知症高齢者の課題	<認知症高齢者への支援> ①受診・介護サービス拒否、道迷い、金銭管理、不衛生な住居環境、ライフライン停止等の状況でも支援を拒むケースが増加。 (認知症高齢者が他都市で保護された場合、移送について、各関係機関の役割分担の明確化や費用負担等の必要な帰宅支援策の整備) ②身体疾患との併発や精神疾患との鑑別が必要な困難事例が増加。 (認知症高齢者対応の複雑化) <若年性認知症の人への支援> ③若年性認知症に対応するデイサービス等の社会資源が乏しい。 (高齢者が通うデイサービスには馴染みにくい) <認知症への理解不足と見守り体制> ④認知症が進行し、近隣トラブルが出現してから初めて支援につながるケースがある。 ⑤本人への対応に周囲がとまどい、家族の介護負担が増したり、地域から孤立する傾向にある。社会的に孤立しがちな高齢者・障がい者への地域住民の理解が十分でない。 <意思決定支援> ⑥家族や支援者が本人の意思決定を尊重できるように、元氣な時から自分の生き方を考えておくことが必要。 <認知症予防> ⑦前期高齢者人口は減少傾向だが、地域ケア会議対象者、オレンジチームへの相談者が増加。生活習慣病に気付かず認知症などのリスクが高い高齢者が増えているのではない	<認知症高齢者への支援> ①②認知症初期集中支援チームをはじめ、認知症地域支援推進員、認知症強化型を含む地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上やかかりつけ医等との連携強化を図る。また、認知症高齢者が、他都市で保護された場合においては、関係機関と連携し、早期に帰宅できるよう引き続き取組を進める。 <若年性認知症の人への支援> ③若年性認知症の人の支援については、各区に配置している認知症地域支援推進員が、関係機関と連携し、医療・介護だけでなく、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な支援を行っている。また、若年性認知症支援強化事業における研修等の実施により、認知症地域支援推進員の質の向上を図るとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、社会資源の充実等の支援を引き続き行っていく。 <認知症への理解不足と見守り体制> <意思決定支援> ④認知症の早期発見・早期対応に向けて、早めに相談いただけるよう、認知症初期集中支援チーム等の相談先の周知を進める。また、認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」が継続的に活動できるよう取り組むとともに、認知症の人にやさしい取組を実施する企業・団体等を「オレンジパートナー」の登録企業・団体として発信しており、その輪が広がることにより、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域で安心して生活できるまちづくりを推進していく。 ⑤⑥認知症に関する理解促進のため、認知症サポーターの養成や、各区における市民向けの啓発活動を実施するとともに、認知症アプリ・ナビ等を活用し、認知症についての普及啓発に引き続き努める。また、9月の認知症月間・世界アルツハイマー月間では、本人発信の場を設けるなど、認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催している。 ⑥本人の意思を尊重した支援が行えるよう、地域包括支援センター等の支援者や市民に対して、今後も引き続き意思決定支援についての研修等を実施していく。 <認知症予防> ⑦国の報告では生活習慣病管理の改善等により、認知機能低下の進行が抑制され、認知症の有病率が低下した可能性が示唆されており、引き続き糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防に向け、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第三次）」に基づいた取組を進める。	第9期 計画 該当頁 ②72 ③78 ④77 ⑤⑥48～49 68 ⑦69～70 89～91

地域ケア会議等から見てきた地域課題のうち市域での取組が必要とされたもの（課題に対する市の施策、取組状況）

	テーマ	地域ケア会議等から見てきた主な地域課題 (市域での取組が必要とされたもの)	課題に対する市の施策	第9期 計画 該当頁
5	3 ひとり暮らし高齢者の課題	<孤立する高齢者の問題> ①地域コミュニティ自体が希薄化し、地域との交流がない高齢者は孤立する傾向が強く、孤立死の不安につながる。 ②行政サービスや入退院の手続き、緊急搬送時の付き添い等の支援者がおらず、やむなくケアマネジャーが対応している。 (ケアマネジャーの負担軽減などの環境整備が必要) <支援につながない高齢者への対応> ③生活環境が悪化しているにもかかわらず、支援を受け入れない等のセルフネグレクト状態にあるケースが多い。緊急度の判断や介入の必要性、タイミング等について、統一した指針がない。 ④緊急性が高いケースは、頻回な対応が必要なことや、課題解決につながらない焦燥感等があり、支援者がバーンアウトする。 (法律の専門家に相談できる仕組みが必要)	<孤立する高齢者の問題> ①各区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し、要援護者名簿を活用した地域での見守り活動の支援を行っている。引き続き、自ら相談できない、あるいは社会的な孤立に陥ってしまう恐れがある世帯等に対して、福祉専門職のワーカー（CSW）が粘り強くコミュニケーションをとり、必要な支援につないでいく。 ②国においてケアマネジャーの事務負担軽減を図るため、令和5年度より居宅介護支援事業所と介護サービス提供事業所が、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた居宅サービス計画書などの書類をシステム上でデータの送受信ができるよう「ケアプランデータ連携システム」が導入されている。当該システムの導入促進に向け、必要な周知を行う等、ケアマネジャーの業務負担軽減などの環境整備に努めていく。 <支援につながない高齢者への対応> ③いわゆる「セルフネグレクト」状態にある高齢者の対応は、客観的に判断して支援が必要な場合、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて必要な対応をすることが求められているため、「地域ケア会議」を活用して支援方針を検討することや、必要に応じて、いわゆる「ごみ屋敷課題解決事業」の担当課と連携する等、支援困難事例の解決に向けた体制の充実に取り組んでいく。 ④既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯への支援にあたり、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する際に、弁護士などの学識経験者等をスーパーバイザーとして派遣するなど、支援困難事例の解決に向けた体制を構築している。 また、「大阪市社会福祉研修・情報センター」を福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置づけ、福祉専門職を対象としたキャリア研修やスキルアップ研修、横のつながりを作る場など様々な取組を実施しており、引き続き、社会福祉に関する情報発信を行うほか、研修の充実を図り、必要な支援に努めていく。	① 52 ③ 50 ④ 55 129 130

地域ケア会議等から見てきた地域課題のうち市域での取組が必要とされたもの（課題に対する市の施策、取組状況）

テーマ	地域ケア会議等から見てきた主な地域課題 (市域での取組が必要とされたもの)	課題に対する市の施策	第9期 計画 該当頁
9 4 権 利 擁 護 の 課 題	<金銭的な課題を抱えた高齢者の増加> ①地域ケア会議の多くのケースにおいて、認知症の進行等による金銭的な課題を抱え、金銭管理不能に陥っている。 ②成年後見制度等を必要とする高齢者が増加しているが、制度の周知が十分ではなく活用できていない。 <権利擁護にかかる制度について> ③高齢者の経済的な課題（未払い、負債の整理、金銭管理）に対し、既存の制度では早期対応できない。 ④成年後見制度市長申立について、審判が下りるまで、金銭管理を担う人が不在となり、高齢者の日常生活に支障をきたしている。	<金銭的な課題を抱えた高齢者の増加> ①②③成年後見制度の利用促進のために、「大阪市成年後見支援センター」を中核機関と位置づけ、専門職団体・関係機関が連携協力する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク協議会」において、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能の充実にに向けた取組や研修を実施しており、引き続き制度の普及啓発等に努めていく。また、家庭裁判所からの選任を受けて無報酬で活動する「市民後見人」を養成している。市民後見人は、身近な地域におけるきめ細かな見守りや訪問活動を前提としていることから、市内全域での登録者の確保を目指していく。 ①④「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」においては、契約中に状況が変わり、成年後見制度の利用が必要となる人に対し、円滑に制度に移行できるよう努めている。新たにあんしんさぽーと事業の利用を必要とされる人が、待機することなく順次、利用・契約できるよう、引き続き、体制の整備、維持等に向けた必要な事業補助を行っていく。 <権利擁護にかかる制度について> ④「成年後見人等候補者検討会議」を週1回開催し、市長申立等の案件に対し最適な後見人等候補者の検討を行うなど、審判までの期間短縮を図っている。また、本市では、成年後見制度に係る後見等開始の審判請求において、早急に権利擁護を図る必要が発生した場合などで同時多発的な対応が必要な場合に、親族調査及び親族関係図の作成業務を専門職へ依頼できるようにするなど、体制整備に努めている。その他の支援策等についても、体制の充実が図られるよう、引き続き「大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会」等において関係機関とともに検討を進めていく。	①②③④ 63~65

地域ケア会議等から見えてきた地域課題のうち市域での取組が必要とされたもの（課題に対する市の施策、取組状況）

	テーマ	地域ケア会議等から見えてきた主な地域課題 (市域での取組が必要とされたもの)	課題に対する市の施策	第9期 計画 該当頁
5	自立支援・ 重度化防止の課題	<介護予防・通いの場について> ①今後も増加する多様な介護予防ニーズを満たすには、既存の社会資源だけでは不十分である。 ②通いの場等への参加を希望しても交通手段がない、公共交通機関が不便。 <自立支援に資するケアマネジメントについて> ③自立に向けて、ケアマネジャーやサービス事業所の意識・アセスメント力を高めること。 ④地域包括支援センター、事例提供ケアマネジャーへの負担が大きい。	<介護予防・通いの場について> ①新たな健康づくりの自主活動グループやそのリーダーとなる人材の育成を図るとともに、介護予防の普及啓発について、SNSやアプリを活用し、あらゆる年齢層や関係職種の方へ発信するなど、全ての高齢者が介護予防に取り組めるよう引き続き支援していく。また、介護予防に効果のある体操・運動の通いの場へのリハビリテーション専門職等の派遣による助言、指導等を引き続き行い、通いの場の内容の充実にも取り組んでいく。 ②生活支援コーディネーターが協議体を通じて不足する地域資源の開発を行うとともに、地域ケア会議等への積極的な参画・連携を通じて、地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた支援を行うなど、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に取り組んでいく。 <自立支援に資するケアマネジメントについて> ③ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するため、「ケアマネスキルアップ事業」において、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行っている。 また、地域包括支援センターにおいて自立支援型ケアマネジメント検討会議を開催し、リハビリテーション専門職や医師など専門多職種からの助言を踏まえ、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術の習得及びスキルアップに努め、ケアマネジメントの質の向上を図る。 ④地域包括支援センターへアンケートを行った内容を踏まえ、自立支援型ケアマネジメント検討会議のケース選定基準や開催頻度の緩和など適宜事務改善を図っている。引き続き、事務負担軽減に努めながら、自立支援・重度化防止の取組を進めていく。	① 85 ② 110 ③ 50 123

地域ケア会議等から見えてきた地域課題のうち市域での取組が必要とされたもの（課題に対する市の施策、取組状況）

	テーマ	地域ケア会議等から見えてきた主な地域課題 (市域での取組が必要とされたもの)	課題に対する市の施策	第9期 計画 該当頁
8 6	社会資源、担い手の不足の課題	<住まいについての課題> ①市営住宅の建て替え転居により、住民同士の関係性が希薄になる。 <地域活動の担い手> ②通いの場に継続して通うために、つなぎ役が必要。 (介護予防ポイント事業の活動対象を地域のボランティア活動にも広げ地域活動の担い手を増やす等) <支援者の課題> ③カスタマーハラスメントにより、支援者が利用者や家族へ適切な支援が困難となるため、ハラスメント防止にかかる取組についての周知が必要。	<住まいについての課題> ①市営住宅の建て替えにより転居が必要となった場合、入居者に対して現住居と同一区内の新築又は築浅住宅を斡旋することとしており、入居者の生活環境に大きな変化が生じることがないように配慮している。移転先住宅、住戸は、斡旋住宅の中から入居者が選択し公開抽選にて決定している。なお、仮移転などの場合には、やむを得ず区外の既存住宅を斡旋し、一時的に移転していただいたのちに、新築住宅完成後、戻り移転していただく場合がある。 <地域活動の担い手> ②生活支援コーディネーターが協議体を通じて不足する地域資源の開発を行うとともに、活動者の不足や活動場所の確保、参加者の減少などの課題により継続が困難な場合、関係機関と連携し、活動の継続に向けた支援を行っている。 また、高齢者の経験や知識を生かした社会参加への支援として、介護予防ポイント事業において、福祉施設等での介護支援活動や保育支援活動、在宅の要支援者等に対する生活支援等の活動を対象としており、令和7年度から、活動対象施設に幼稚園・障がい児・者施設を追加するなど活動範囲を拡大する。 <支援者の課題> ③おおさか介護サービス相談センターにおいて、カスタマーハラスメント対策として、介護ハラスメント弁護士相談を実施している。 また、介護保険事業者への運営指導時に、職員間のハラスメントと併せてカスタマーハラスメントについても相談体制が整備されているかの確認を行っており、引き続き啓発に努めていく。	② 85 97 110 ③ 130

「地域ケア会議等から見てきた課題（市域）」の政策形成に係るサイクル（令和6年度版）

